

第10章 外資規制業種

1. 禁止事業・規制事業

(1) 禁止事業

ミャンマー投資法上で、禁止事業が概念的に定義されている。ミャンマー投資家、外国投資家を問わず全面的に禁止されている。

図表 10-1 すべての会社が禁止されている事業

No	事業の内容
1	国防・保安のための物品製造(政府通達で特定されたもの)
2	ミャンマー国に危険なまたは有害な廃棄物を持ち込む、あるいはもたらす可能性のある事業
3	栽培や品種改良のための技術、薬品、植物、動物並びに物品等で、検査中または未許可のものをミャンマー国に持ち込む可能性のある事業(研究開発目的を除く)
4	ミャンマー国内の各民族の伝統的な文化や習慣に影響を与える事業
5	公衆に危害を加える可能性のある事業
6	自然環境や生態系に重要な影響を与える可能性のある事業
7	既存の法律で禁止されている物品の製造やサービスの提供を伴う事業

(2) 規制事業

事業の実施に一定の制限を加えるものとして下記の事項が定められている。

①民間に対する禁止事業

連邦政府のみが実施できる事業として、2017年4月にミャンマー投資委員会（Myanmar Investment Commission, 以下「MIC」という）が公表した「MIC 通達 No.15/2017」で具体的な事業内容が明示されている。

図表 10-2 連邦政府以外には禁止されている事業

No	事業の内容	産業区分
1	国防・保安のための物品製造(政府通達で特定されたもの)	製造業(国防関係)
2	国防のための武器・弾薬の製造並びに関連するサービス	製造業(国防関係)、サービス(国防関係)
3	郵便切手の発行、郵便局及び郵便ポストの設置・運営	郵便業
4	航空交通関連サービス(航空機の飛行状況を提供するサービス、航空交通に関する警報を提供するサービス、航空交通に関する助言提供、航空管制事業等)	運輸業(航空)
5	船舶管制事業	運輸業(船舶)
6	自然林や自然林区域の管理(炭素排出削減関連のビジネスを除く)	林業
7	放射性鉱物(ウランウム、トリウム等)の事業性調査及び採掘	鉱業(特殊鉱物)
8	電力システムの管理	エネルギー
9	電気事業に関する査察	エネルギー

②外国投資家に対する禁止事業（外資規制）

外国投資家（外国人、外国企業並びにそれらによってミャンマーに設立された外資企業）には実施が認められない事業として、「MIC 通達 No.15/2017」で具体的な事業内容が明示されている。

図表 10-3 外国会社が禁止されている事業

No	事業の内容	産業区分
1	ミャンマー語及び少数民族言語による定期刊行物の発行並びに販売	情報通信業(メディア)
2	淡水での漁業及び関連するサービス	漁業
3	動物の輸出入のための検疫施設の設置(検疫行為自体は関連当局が実施)	その他
4	ペットケアサービス	サービス(その他)
5	森林区域及び政府管理下の自然林区域を利用した木材事業	林業
6	鉱山法に準拠した中小規模での鉱物の調査、試掘、事業性調査、採掘	鉱業
7	中小規模での鉱物の精錬	鉱業
8	浅掘りでの石油採掘	鉱業
9	外国人用のビザや滞留許可証のためのシールの印刷及び発行	その他
10	ヒスイや宝石の探査、試掘、採掘	鉱業
11	ツアーガイドサービス	サービス(旅行業)
12	ミニマート及びコンビニエンス・ストア(店舗床面積が 10,000 平方フィート、あるいは 929 平方メートルを超えないもの)	小売業

③内資との合弁が必要になる事業（外資規制）

外国投資家にとって、ミャンマー投資家（ミャンマー国民あるいは内資企業）との合弁を必要とする事業として、「MIC 通達 No.15/2017」に具体的な事業内容が明示されている。合弁比率については、ミャンマー投資法細則によりミャンマー投資家の最低出資比率が 20%と規定されているものの、それ以外の具体的な比率は規定あるいは明示されていない。なお、後述の関連省庁からの承認を要するケースでは、関連省庁から合弁比率（比率のレンジを含めて）が各省庁により指定される可能性があるため留意が必要である。

図表 10-4 内資との合弁が必要になる事業

No	事業の内容	産業区分
1	漁港、漁業用の栈橋並びに魚市場の建設	インフラ
2	漁業関連の調査	サービス(その他)
3	動物病院	サービス(その他)
4	農地での作物栽培、並びにそれらの国内販売及び輸出	農業
5	プラスチック製品の製造及び国内販売	製造業(化学品)
6	天然資源を利用した化学製品の製造及び国内販売	製造業(化学品)
7	アセチレン、ガソリン、プロパン、ヘアスプレー、香水、デオドラント、殺虫剤等可燃性の固形・液状・ガス状・噴霧式製品の製造及び国内販売	製造業(化学品)
8	酸素、過酸化水素等の酸化製品、並びにアセトン、アルゴン、水素、窒素、アセチレン等の圧縮ガスの製造及び国内販売	製造業(化学品)

No	事業の内容	産業区分
9	硫酸、硝酸等の強酸性化学物質の製造及び国内販売	製造業(化学品)
10	産業用ガス(圧縮、液化、固形)の製造及び国内販売	製造業(化学品)
11	ビスケット、ウエハース、各種麺類等の穀物食品の製造及び国内販売	製造業(食品・飲料)
12	スイーツ、ココア、チョコレート等の各種菓子製品の製造及び国内販売	製造業(食品・飲料)
13	牛乳、乳製品を除くその他の食品の加工、缶詰の製造並びに国内販売	製造業(食品・飲料)
14	麦芽、麦芽飲料(ビール)並びに非炭酸製品の製造及び国内販売	製造業(食品・飲料)
15	蒸留酒、アルコール飲料並びにノンアルコール飲料の製造(蒸留、混合、精留、ポトリング等)及び国内販売	製造業(食品・飲料)
16	製氷及びその国内販売	製造業(食品・飲料)
17	飲料水の製造及び国内販売	製造業(食品・飲料)
18	石鹼の製造及び国内販売	製造業(その他)
19	化粧品の製造及び国内卸販売	製造業(その他)
20	居住用アパート、コンドミニアムの開発、販売並びに賃貸	不動産業
21	国内旅行サービス	サービス(旅行業)
22	海外の病院への患者の輸送業務	サービス(医療)

④関連省庁からの承認が必要となる事業

ミャンマー投資家、外国投資家を問わず、事業を実施するにあたって関連省庁からの承認を要する事業として、「MIC 通達 No.15/2017」に具体的な事業内容が明示されている。なお、MIC 通達 No.15/2017 では、関連省庁から出されたその他の法令等によって事業の制限が規定されている場合には、それらに従う必要がある旨記載されている。そのため、下表には記載されていないものの、事業実施にあたってはその他の制限事項がある点に留意が必要である。

図表 10-5 関連省庁からの承認が必要となる事業

監督官庁	事業内容	産業区分
内務省	麻酔薬、向精神薬の製造販売	製造業(医薬品)
情報省	活字及び放送の複合メディア事業	情報通信業(マスメディア)
	外国語による新聞発行	
	各種放送事業(FM 放送、ケーブルテレビ等)	
農業・畜産・灌漑省	漁業資源に関するビジネス、遠洋漁業	漁業
	動物用医薬品の製造販売	製造業(医薬品)
	畜産、動物用の遺伝子研究及び関連ビジネス、飼料や品種の研究、動物医療の研究	農業(畜産)
	種子、新種植物に関するビジネス	農業(その他)
	農薬、肥料、活性剤、除草剤に関するビジネス	製造業(化学品)
	農業関係の研究	農業(その他)
	季節性作物の栽培	農業(耕作、栽培)
運輸・通信省	自動車登録用検査、自動車教習所	サービス
	鉄道用車両・スペアパーツの製造、メンテナンス	運輸業(鉄道)

監督官庁	事業内容	産業区分
	鉄道用駅舎、線路の建設	
	列車運行(列車運行用の発電含む)	
	鉄道輸送用のドライポートサービス	
	郵便事業	郵便業
	通信サービス	情報通信業(通信)
	衛星通信機器、レーダー通信機器、ラジオ通信機器、電話機並びに携帯電話機の製造、販売	製造業(通信機器)
	航空訓練サービス	サービス(教育)
	国内航空輸送、国際航空輸送	
	航空機のメンテナンス、航空機のリース	運輸業(航空)
	空港内、離発着場での各種サービス	
	海事教育、海事訓練サービス	サービス(教育)
	国内・国際船舶輸送(乗客、貨物)	
	船荷取扱い	
	引船、曳舟サービス	運輸業(船舶)
	造船業、船舶解体業	
	船舶の販売仲介、船舶リース	
	船舶の規格検査サービス	サービス(その他)
水路、栈橋、港湾の建設、運営、補修	インフラ	
天然資源・環境 保護省	森林区域及び政府管理区域での丸太伐採	
	植林事業	
	木材関連事業	林業
	森林区域、自然保護区域でのエコツーリズム	
	林業分野での先端技術開発、研究、人材育成	
	商業目的での遺伝子組換え生物の輸入、再生並びに販売	その他
	商業目的での野生生物(動植物)の輸入、栽培・繁殖、販売	
	外国投資家による鉱物資源の探査、事業性調査並びに採掘(大規模)	鉱業
	内国投資家による鉱物資源の探査、事業性調査並びに採掘(中小規模)	
	外国投資家による宝石の採掘、宝飾品の製造販売	製造業(宝石・宝飾品)
	真珠の養殖	漁業
オゾン層に影響を与える物質の製造	製造業(その他)	
大規模な紙パルプの生産	製造業(パルプ)	
電力・エネルギー省	大規模発電(30メガワット以上)	
	電力関連事業	
	海洋掘削設備の輸入、製造、建設・設置	エネルギー
	石油、ガス、石油製品の運搬・貯蔵用の設備の建設、据付	
	精製施設の建設、補修	

監督官庁	事業内容	産業区分
	石油、ガスの埋蔵調査用設備の輸入、製造、建設・据付	
工業省	ワクチンの生産	製造業(医薬品)
商業省	小売業	小売業
	卸売業	卸売業
保健・スポーツ省	民間の病院、保健・介護サービス	医療
	民間の伝統医療用の病院、診療所	
	伝統医薬品(原料含む)の栽培、製造、研究	
	ワクチンの研究、検診キットの製造	
建設省	道路、バイパス等の建設	インフラ
	180 フィートを超える橋の建設	
	橋梁用部品の製造	
	100 エーカーを超える都市開発	
	ネーピードー、ヤンゴン、マンダレーを除く州・管区の中心都市における4 エーカー以上の都市再開発	
	新都市開発	
	床面積 50,000 平方メートル以上の居住用アパート及び工場団地での住宅の建設及び販売	不動産

(注) 上表に記載されていない銀行、保険並びにその他の金融サービスについては、関連する省庁が事業許可を与えることになる⁵。

また、同通達では、輸出入を伴う事業の場合には、商業省の方針に従う必要がある旨記載されている。輸入の際には、商業省から対象物品ごとに輸入ライセンスを取得する必要があるが、これまでは、一部の物品（例；ショールーム販売用の新車、農業・医療関係等）や MIC 投資許可・SEZ 投資許可を得ている場合を除き、外資企業には輸入ライセンスの付与が認められていなかった。

今回公表されたミャンマー投資法細則では、「他の法律で規定されている場合を除き、ミャンマー投資法のもとで投資を行う投資家は、MIC からの特別な承認を得ることなく投資に関連する設備・物品または原料を輸入することができる」（ミャンマー投資規則 230 条）、「関連する法令等に基づいてライセンスや承認が必要とされる場合には、投資家は関連する省庁への申請を行う権利を有し、関連する省庁はその法律における条件を満たしている場合にはそれらのライセンスや承認を出さなければならない」（ミャンマー投資規則 231 条）と規定されており、一見すると外資企業にも輸入権限が開放されるような印象がもたれるが、MIC 通達 No.15/2017 における上記の記載で、輸入権限に関しては引き続き商業省の管理下であることが強調されている。

⁵ 銀行については、「第 17 章 金融市場」を参照のこと。また、保険については、従来、外資企業による保険事業は SEZ 内においてのみ認められていたが、2018 年 4 月、生命保険事業を行うことを条件に外資 100% を許可することが計画・財務省によって発表された。なお、現行の規則では、外資企業がミャンマー国内で保険事業を行う場合、国内保険会社と合弁会社を設立し、株式は全体の 35% まで保有が可能である。